『わたくしたちの憲法』は、1983年に新装版を刊行いたしましたとき、中身の古くなった部分を改めましたが、さらにその後年月を経て、法律の改正などにより、改めるべき箇所が出てまいりました。これらは本書の実質的内容を変えるものではありませんが、より新しい情報をお伝えするため、下記のようにご案内申し上げます(なお下記のほか、ソ連など諸外国の例を挙げている箇所で、現在では国際情勢が変化している場合があります)。

有斐閣編集部

		本文中の記述	現在の内容
47 頁	後ろから6行目	「あとで日本人になる人というの	現在ではこのほか,出生後に日本人に認知されていれば,父母
		は」以下	が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得する
			ことができるようになっています(昭和 59 年改正,平成 20 年
			改正)。
101 頁	3 行目	「1日8時間,1週間に48時間」	「1 週間に 40 時間」(昭和 62 年改正)
105 頁	後ろから4行目	「公共企業体等労働関係法」	「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」(昭和 61 年,平
			成 11 年,平成 14 年,平成 24 年改正)
124 頁	4 行目	「20 円から 4000 円」	「1000円から1万円」(平成3年改正)
131 頁	3 行目	「800 円から 3200 円」	「1000円から1万 2500円」(昭和 53年,平成 4年改正)
143 頁	3 行目	「ぜんたいで 512 人」	「ぜんたいで 475 人」(平成 24 年改正)
143 頁	3 行目	「全国を130の選挙区にわけて」以	現在は衆議院議員選挙においては小選挙区比例代表並立制が導
		下	入されています。
143 頁	5 行目	「ぜんぶで 252 人」	「ぜんぶで 242 人」(平成 12 年改正)
143 頁	6 行目	「選挙区選出議員」以下	現在では,参議院議員選挙は, <u>選挙区選挙</u> (都道府県〔全国 47〕
			の区域を単位として選挙区を設置,定数 146 人)と, <u>比例代表</u>
			選挙(非拘束名簿式,定数 96 人)で構成されています。
151 頁	後ろから8行目	「すきな政党に投票してえらばれる	現在は衆議院議員選挙においても比例代表制(小選挙区比例代
		のは、参議院の比例代表選出議員だ	表並立制)が導入されています。
		けです」	
159 頁	1行目	「常会が 12 月に開かれる」以下	現在は1月中に開かれるのが常例です(平成3年改正)。
178 頁	後ろから 5 行目	「文教委員会」	「文部科学委員会」(平成 12 年改正)
197 頁	後ろから4行目	「文部大臣」	「文部科学大臣」
212 頁	後ろから3行目	「10000 円以下の罰金」	「10 万円以下の罰金」(平成 3 年改正)
213 頁	1行目	「3000円以下の罰金」	「10 万円以下の罰金」(平成 10 年改正)
222 頁	後ろから3行目	「よいか、悪いかを○×で書きいれ	「よいか、悪いかを書きいれて投票します(やめさせてよいと
		て投票します」	思う裁判官に×を付け、そう思わない裁判官には何も書かな
			(v)]
225 頁	後ろから3行目	「90 万円をこえない」	「140 万円をこえない」(平成 15 年改正)
240 頁	6 行目	「大蔵省」	「財務省」
240 頁	後ろから8行目		
248 頁	8行目	「大蔵大臣」	「財務大臣」
251 頁	後ろから4行目		
257 頁	1行目	「助役,収入役」	「副市町村長,会計管理者」(平成 18 年改正)
259 頁	1 行目以下	「都道府県の議会の議員の数は」以	現在では都道府県議会、市町村議会とも、その議員の数は条例
		下	で自由に定めることになっています(平成 23 年改正)。
259 頁	後ろから7行目	「定例の回は毎年4回以内ひらかれ	現在では制限がなく,条例で定める回数ひらかれます(平成 16
		ます」	年改正)。
263 頁	7行目	「10 万円以下の罰金」	「100 万円以下の罰金」(平成 3 年改正)